

平 25.10.24
際 D 1 - 2

税制調査会（国際課税 D G ①）

〔BEPS について－多国籍企業のタックス・プランニングの実情－〕

平成 25 年 10 月 24 日（木）

東京大学大学院法学政治学研究科教授

（西村あさひ法律事務所 パートナー
弁護士・ニューヨーク州弁護士）

太田 洋



目次

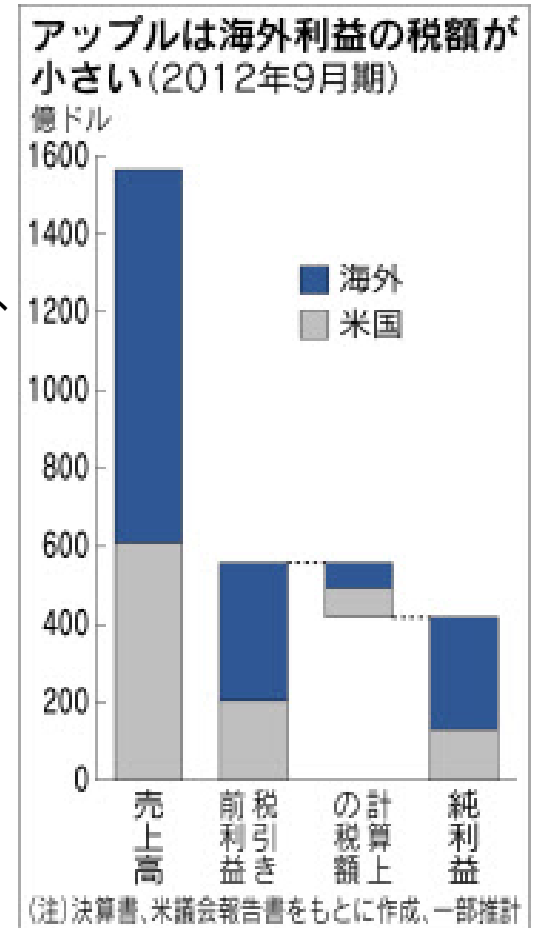
- 1 多国籍企業のタックス・プランニング
3 頁
- 2 Double Irish with a Dutch Sandwich
4 – 7 頁
- 3 Swiss Trading Company
8 – 9 頁
- 4 Hybrid Bond (Hybrid Instrument)
10 – 11 頁



1. 多国籍企業によるタックス・プランニング

※ 米国の多国籍企業は自らの本拠地である米国ではそれなりに税金を納めている

- 従って、連結ベース（つまり、米国を含めた全世界ベース）の法人実効税率で見ると、アマゾン**は31%**（**2011年**。なお、**12年は78.6%**）、米ヤフー**は37%**、スターバックス**は33%**、アップル**は25%**（但し、実際の支払額ベースでは**14%**）、マイクロソフト**は24%**、グーグル**は19%**となっており、**それなりに税金を納めている**ように見える
- しかしながら、この大部分は米国における法人所得税であって、**海外事業に関しては納税額を極小化**する戦略を採用
- 海外で膨大な資金が蓄積
- 米国にはわが国のような外国子会社配当益金不算入制度が無い**ため、海外で蓄積した資金を（課税を恐れて）米国に還流できず、このことが大きな政治的争点に**

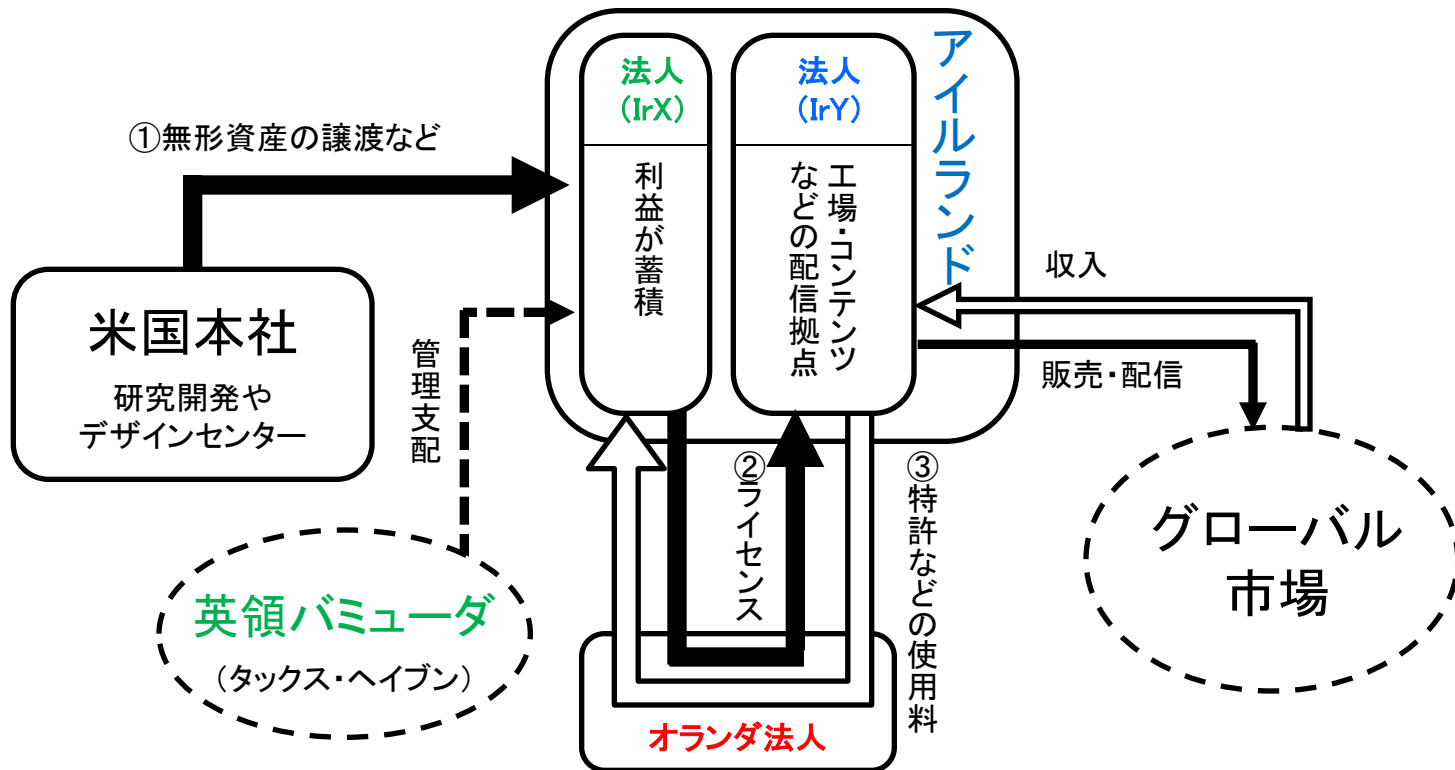


2013年6月3日付け日経新聞朝刊より引用



2. Double Irish with a Dutch Sandwich (1)

米国のIT系企業(例: Google)によるDIDSの利用例
(管理支配地主義を採る軽課税国であるアイルランドと
使用料への源泉税のないオランダをうまく利用)



※2012年7月23日付け日本経済新聞朝刊掲載の図を基に作成



2. Double Irish with a Dutch Sandwich (2)

- ◆ 海外事業に関するIPから生じる収益(ライセンス料)を低税率国(ケイマン)に集積させるためのBusiness Restructuringの手法の一つ
- ◆ いくつかの代表的な節税スキーム(①無形資産の譲渡スキーム、②アイルランド利用スキーム、③オランダ経由のライセンス料支払いスキーム、④問屋スキーム、⑤Hybrid Entity利用スキーム)をパーツとして組み合わせることで、非常に技巧的であるが、劇的な節税を実現
- ◆ Appleが用いたのが最初といわれる(1980年代後半に開発か)
- ◆ Apple以外にも、Google、Facebook、Microsoft、Forest Laboratories(製薬)、Twitter、LinkedIn、Paypalなどが採用しているといわれる
- ◆ Cisco Systemsは、GoogleのスキームにおけるDouble IrishをDouble Swissに入れ替えた形の変形版を採用していると思われる
- ◆ 米国Yahoo!は、GoogleのスキームにおけるDouble Irishの片方をIrish Company(管理支配地はケイマン)、もう片方をSwiss Companyに、それぞれ入れ替えた形の変形版を採用していると思われる
- ◆ Googleは、これによって、①年間20億ドルの課税を免れている、②英国での売上が2011年には41億ポンド(6300億円)に上ったのに英国への納税額はわずか600万ポンドにとどまった、③2006~2011年の間に英国で180億ドルを売り上げたが英国への納税額は1600万ドルにとどまった、等と報じられている
- ◆ Appleも、これによって、①2009~12年で740億ドルの海外利益をアイルランドに集積させた(アイルランドでは税率を実質的に2%以下に抑制)、②2012年だけで90億ドルの課税を免れた、等と報じられている



2. Double Irish with a Dutch Sandwich (3)

①無形資産の譲渡スキーム(海外事業のための無形資産を米国外に切り出し)

- まずは、IrXの方にIPなどの無形資産を実質的に譲渡(この場合、無形資産の移転に伴う米国での課税は発生しない)
- 例えば、Googleの場合には、海外事業に関するIP(その検索技術の海外における使用权など)を、無形資産の形で切り出してIrXに実質的に移転

②アイルランド利用スキーム(利益集積はタックス・ヘイブンのバミューダで)

- そうすると、海外事業に関するライセンス料は、全てIrXに集積されることになるところ、IrXの事業の本拠は英領バミューダ(Microsoft及びForest Laboratories も同じ。この他、Facebookの場合にはケイマン、Appleの場合には英領ヴァージン諸島)に設置
- アイルランドの租税法では、法人の本拠所在地について管理支配地主義が採用されているため、IrXの管理支配地(事業の本拠)を英領バミューダに置くことで、IrXは、アイルランドの会社法上はアイルランド法人であるが、アイルランドの租税法上は英領バミューダ居住法人とされ、課税を圧縮できる
- ～ なお、2013年10月21日付け日経朝刊によればアイルランドは管理支配地主義を見直しの方向の模様

③オランダ経由のライセンス料支払いスキーム(IrYの稼得する利益をバミューダに無税で移転)

- 更に、IrXは無形資産を移転されているため、海外事業に関してライセンスを行ってライセンス料を吸い上げることになるところ、そのライセンスは、オランダ法人を介して、同じアイルランド国内に海外事業の拠点として設置されたIrY(アイルランド法人)に対して供与
- IrYは、このライセンスを利用して、後述の間屋スキームで事業所得を得るが、IrYは、稼得した利益の大部分を、ライセンス料の形で実質的に課税がなされないIrXに移転させ、課税所得を大幅に圧縮
- その際、IrXに対して単純にIrYからライセンス料を支払ったのではアイルランドで源泉税がかかってしまうため、IrYへのライセンス料の支払いは、ライセンス料について租税条約によって源泉税が免除されている国(オランダが典型)の法人を通して実行



2. Double Irish with a Dutch Sandwich (4)

④問屋スキーム(事業展開は低税率国のアイルランドから→但し、利益はバミューダへ移転)

→IrYは、海外の顧客に直接サービスを提供。顧客の所在地国にはPEにならない程度のサービス及びマーケティングの拠点のみ設置

⑤Hybrid Entity利用スキーム(IrYと蘭法人を米国のタックス・ヘイブン対策税制上「無視」)

→このようにして、IrX(アイルランド租税法上は英領バミューダ法人)は利益を蓄積することになるが、それに対する課税はアイルランドではなくタックス・ヘイヴンである英領バミューダで行われることになるため、当該蓄積される利益には課税されない

→他方、IrY(アイルランド租税法の下でもアイルランド法人)の方では、IrXに移転されなかった利益について、アイルランドで法人所得課税がなされることになるが、稼得した利益の大部分はライセンス料の形でIrXに移転されており、課税所得は僅少

→その結果、例えばAppleは、アイルランドで僅か2%の税率で課税されているのみ

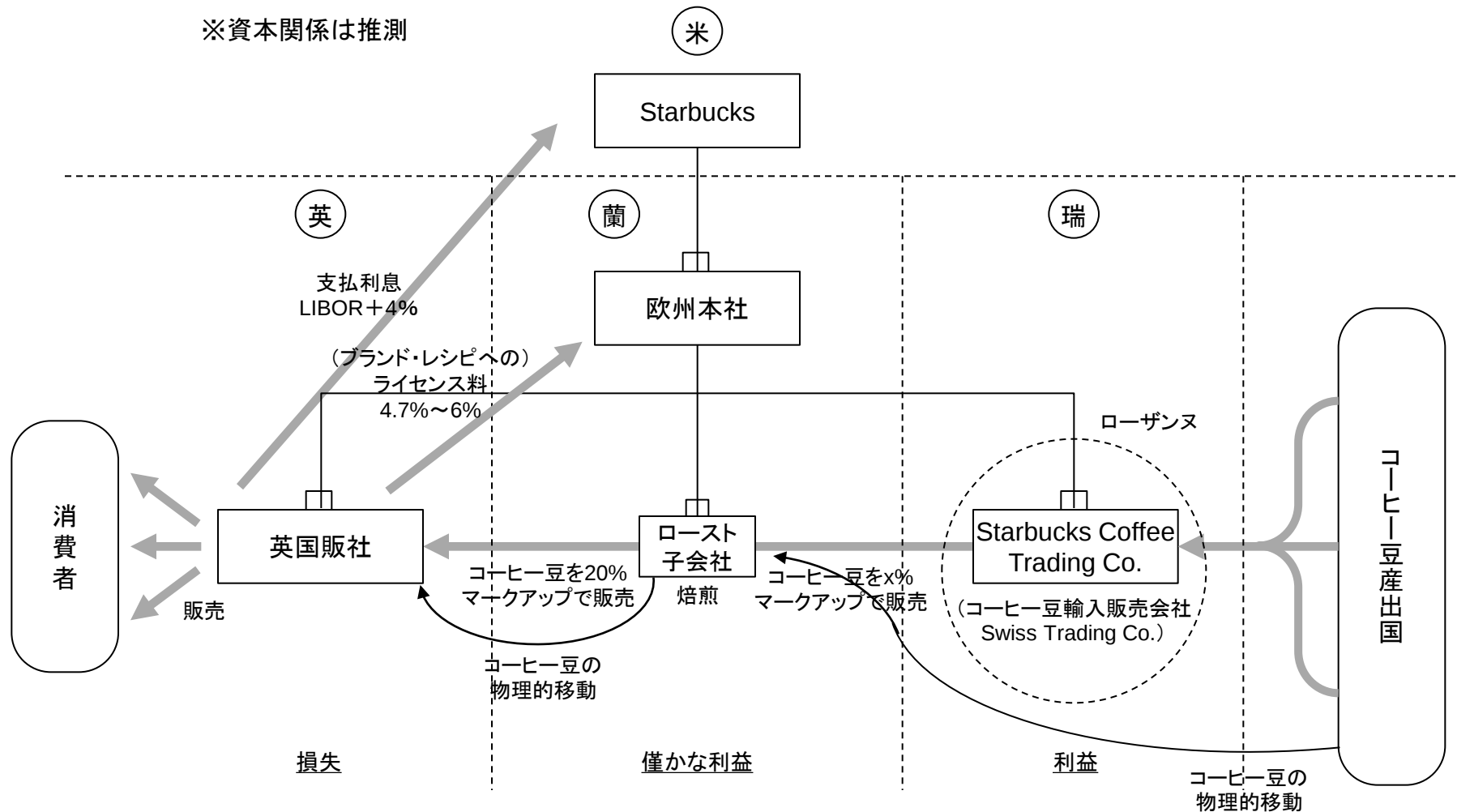
→また、本来は米国のタックス・ヘイブン対策税制の適用が問題となるはずであるが、米国のcheck-the-box税制(1997年制定)を利用することによって、IrYとオランダ法人はIrXの一部(支店)と看做されることになり、その結果、IrYからオランダ法人に対する支払い及びオランダ法人からIrXに対する支払いについては全て同一会社間の内部取引と看做される

→そのため、IrXは全体として海外事業を展開する事業体と看做されることになり、米国のタックス・ヘイブン対策税制の適用を実質的に回避することが可能に



3. Swiss Trading Company ~ Starbucks の事例 (1)

※資本関係は推測





3. Swiss Trading Company ～ Starbucks の事例 (2)

- ◆ 最近では**Starbucks**の例が著名
- ◆ Starbucksは、「その**海外事業の収益に対する法人実効税率は約13%に過ぎず**」、特に英国においては、「1998年に英国に進出して**累計30億ポンド(約48億ドル)の売上げ**を上げていながら、**法人税は累計で800万ポンド(約1280万ドル)**しか納めていない」「(2011年までの)過去3年間に英国で累計12億ポンド(約19.2億ドル)の売上げを上げていながら、法人税を全く納めていない」等と指摘されていた

- ◆ このような結果は、

- ① 英国の販売子会社が**スイス・ローザンヌ**(コーヒーのような**国際取引商品の売買から上がる収益に対する税率は5%**とされている) **所在の子会社 (Swiss Trading Company)** からオランダ子会社(焙煎を行う)を経由してコーヒー豆を輸入することにより、**英国子会社からオランダ子会社に一定額のマークアップを、オランダ子会社からスイス子会社に20%のマークアップを**、それぞれ支払う方法(**口銭による課税所得の圧縮+Swiss Trading Companyへの軽課税の利用**)、
- ② コーヒー製法の**知的財産権や商標権をオランダの欧州統括会社**に所有させ、それを英国子会社に**ライセンス**して、その売上げの6%(現在では4.6%)相当のライセンス料を当該統括会社が徴収する方法(**ライセンス料による課税所得の圧縮**)、
- ③ 英国子会社の資金を**米国のグループ会社からのインターカンパニー・ローン**で調達し、利息(利率はLIBOR+4%)を米国に支払う方法(**借入利子による課税所得の圧縮**)、

の3つを組み合わせること等によって達成されていたと報じられている

→ このような「合法でかつ効果的な」節税が、英国で厳しい批判を浴び、不買運動にまで発展しかかったことから、Starbucksは、2012年12月7日、2013年から2年間に亘り、「法の求めを超えて」自主的に、合計2000万ポンド(約26億円)の法人税を支払うことで、英国の課税当局と合意した旨発表した(2013年6月24日、まず500万ポンドの支払いを公表)

- ◆ **スイス・トレーディング・カンパニー**(国外の会社が製造した製品を、「国外」市場で「国外の」顧客に販売する会社)を利用した場合には、①スイスでカントン(州)レベルでの優遇税制の適用を申請でき、カントン及びゲマインデレベルでは所得税と資本税が低減される、②その結果、**実効税率は会社所在地の10～20%となる**、といった利点を享受できる



4. Hybrid Bond Double Dip

～ 国ごとの金融商品に関する課税上の取扱いの差異の利用

【概要】

代表的なHybrid金融商品の利用による節税スキーム

日本法人がオーストラリア所在の子会社発行の Redeemable Profit Share (“RPS”)に出資
RPSからの配当はオーストラリアで一定の要件の下に損金算入できる一方で、日本の税務上受取配当益金不算入の適用を受けることが可能(国際的二重非課税)

【RPSの条件の例】

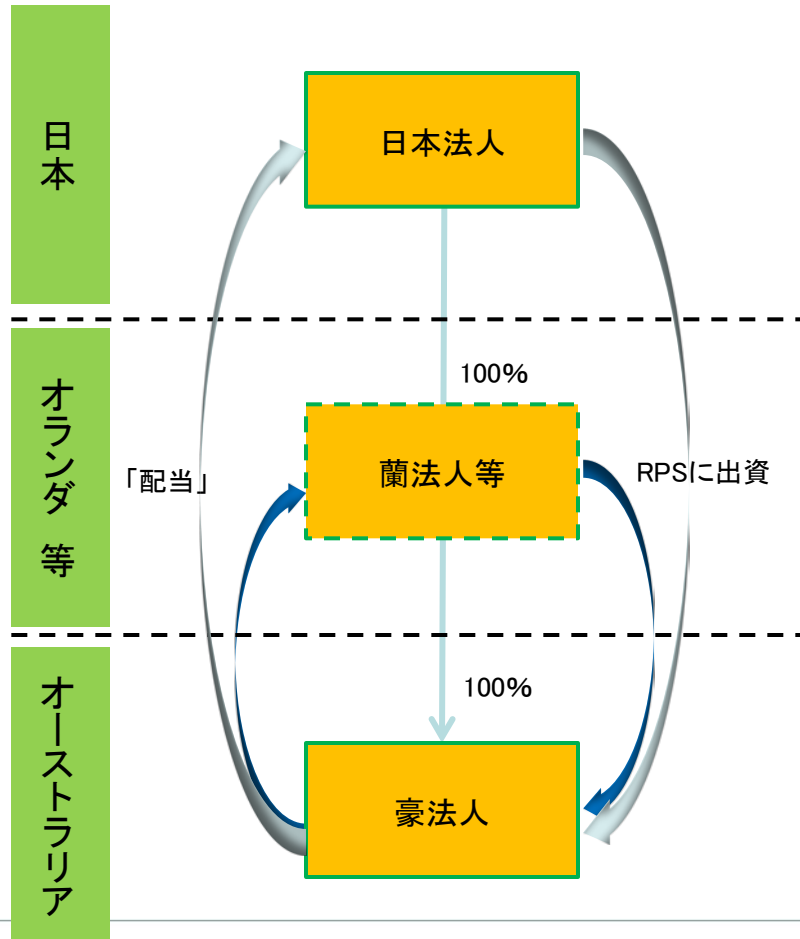
- 10年で償還・無議決権
- 元本に対して8%～12%の累積的優先配当

【問題】

- 租税回避行為とみなされる可能性あり
- RPSの配当についてはオーストラリアで10%の源泉課税
- オーストラリアにおける過少資本税制

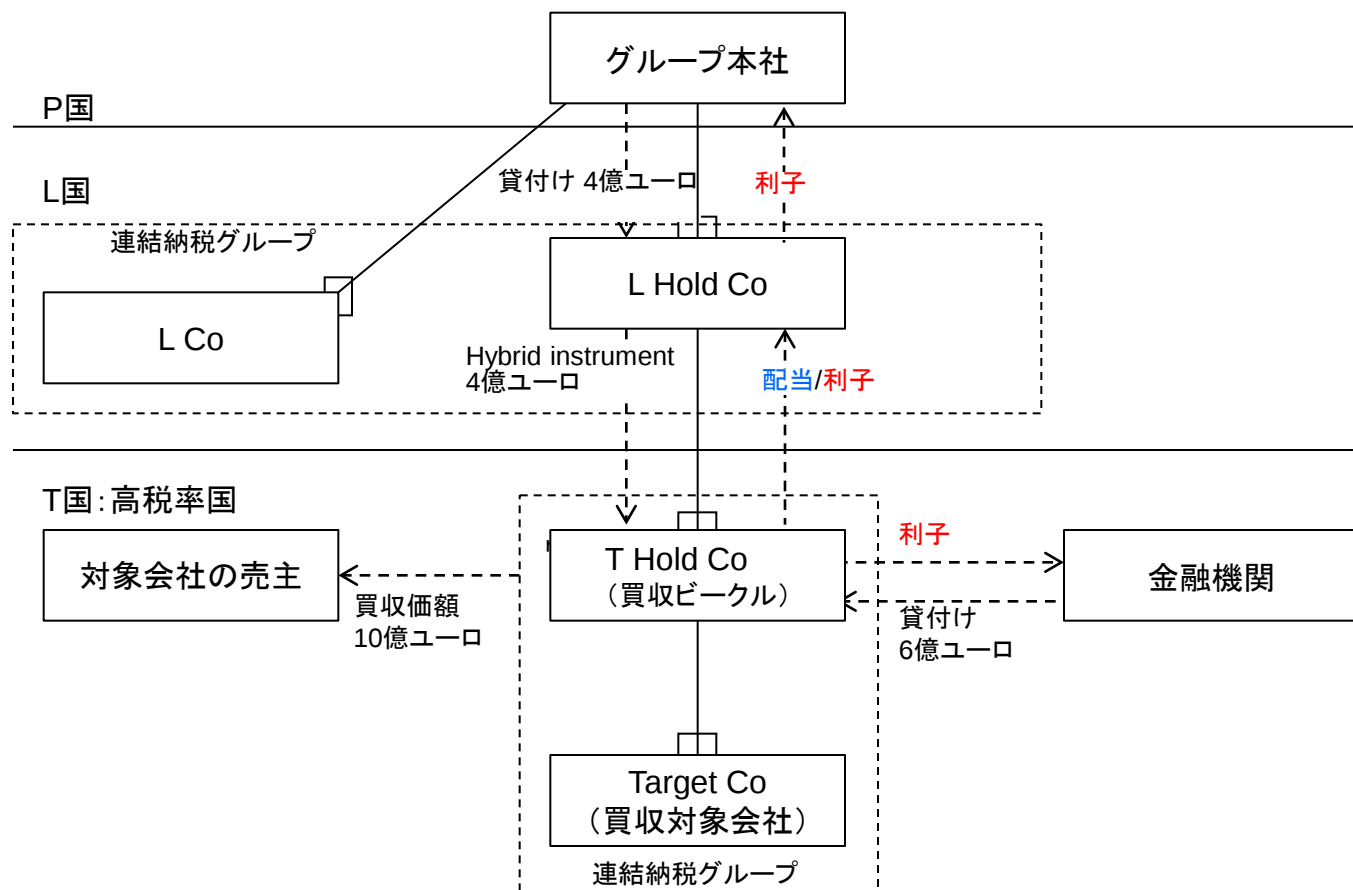
【参考】

- オランダでは同様のスキームにつき、アムステルダム高裁でRPSからの「配当」につき資本参加免税の適用が是認～アムステルダム高裁2012年6月7日判決 (AC Amsterdam (*Gerechtshof Amsterdam*), June 2012, 11/00174, VN 2012/40.11.)





5. Hybrid InstrumentとDebt Pushdownの組み合わせ



Source: OECD BEPS報告書



略歴等

太田 洋(おおた よう)



1991年東京大学法学部卒、93年第一東京弁護士会弁護士登録、2000年ハーバード・ロー・スクール修了(LL.M)、01年米国NY州弁護士登録、01年～02年法務省民事局参事官室(商法改正担当)、03年1月西村あひ法律事務所パートナー、13年4月東京大学大学院法学政治学研究科教授

現在、西村あさひ法律事務所・パートナー弁護士
東京大学大学院法学政治学研究科教授

主な著書に、『タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア』(共編著、有斐閣、2013)、「過大支払利子税制(日本版アーニング・ストリップング・ルール)の制度上の課題と実務上の影響」中央大学経理研究56号(2013)、『M&A・企業組織再編のスキームと税務』(共編著、大蔵財務協会、2012)、『移転価格税制のフロンティア』(共編著、有斐閣、2011)、『M&A法務の最先端』(共編著、商事法務、2010)、『国際租税訴訟の最先端』(共編著、有斐閣、2010)、「インバージョン対応税制の在り方とその未来」金子宏編著『租税法の発展』(有斐閣、2010)ほか多数

連絡先: 西村あさひ法律事務所(〒107-6029 東京都港区赤坂1-12-32アーク
森ビル28階)
電話: 03-5562-8585(直通)、FAX: 03-5561-9711
電子メール: y_ota@jurists.co.jp